

令和 6 年度第 2 回水道水質検査法検討会 議事要旨

1 日時

令和 7 年 2 月 7 日（金）13：30～17：40

2 場所

対面方式とオンライン方式のハイブリッド会議

3 出席者（敬称略）

委員 内山奈穂子（座長）、北本靖子、小坂浩司、小林憲弘、神野透人、鈴木俊也、
高木総吉、高見澤雅彦、中村弘揮、林幸範、広木孝行

事務局 柳田貴広、宇津木紀昭、松原健
（以上、環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室）
築山直弘
（以上、環境省水・大気環境局環境管理課）

オブザーバー 国土交通省、消費者庁、国立医薬品食品衛生研究所食品部

4 議題

- （1）検査方法告示の改正について
- （2）その他の検査法の改正について
- （3）その他

5 議事

- （1）検査方法告示の改正について

○検査方法告示の改正事項について

「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）について所要の改正を行うことについて、令和 6 年 12 月 11 日から令和 7 年 1 月 9 日までの間、意見募集を行った結果、6 件の意見が寄せられた。原案から軽微な変更を行った上で改正を行うことが了承された。

○連続流れ分析を用いた水銀も含めた金属一斉分析法について

自動前処理－誘導結合プラズマ質量分析装置（ICP-MS）を用いる水銀を含む金属類の一斉分析法について提案があったが、現行 ICP-MS を用いる検査法で水銀を含めて測定できるか再度検討した上で判断することとした。

○揮発性有機化合物測定における標準試料の調製について

別表第 14 の検量線の作成について現行の方法から効率化する手法の情報共有があった。今後、複数の検査機関によるバリデーション試験を実施して、本調製法の妥当性を確認していく方針が了承された。

- （2）その他の検査法の改正について

○PFOS・PFOA の検査方法について

令和 6 年度第 2 回水質基準逐次改正検討会において、水道水質基準への分類変更を提案されたペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の検査方法について、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」とする場合の課題等について整理を行った。

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）における別添 4 水質管理目標設定項目の検査方法（いわゆる「通知法」。）を基としつつ、標準液及び内部標準液の保存期限や固相抽出による検水の濃縮倍率の設定等について検討を行った。

また、液体クロマトグラフータンデム質量分析計（LC-MS/MS）による直接注入法についても今後検討することになったが、容器への吸着対策などの諸課題を解決する必要があることを確認した。

さらに、水道法施行規則第 15 条第 1 項第 3 号の検査回数の減ずる規定について、施行前の検査結果を期間算定に使用してよいと考えられる検査方法について検討を行った。

（3）その他

○水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインの質疑応答集について

水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインの質疑応答集について、追加する事項について了承された。